

高所作業車の運転 業務特別教育

事業者は、作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別な教育をしなければならないことが義務付けられています。

本講習は、事業者様に代わり当協会が教育を行うもので、規定の教育を修了された方に当協会規定の修了証を交付します。

開催日時	平成30年6月20日(水)～6月21日(木) 《時間》 9:00～17:00 (8:50 集合)
開催場所	一関職業訓練協会(一関市職業訓練センター) 岩手県一関市舞川字西平 8-2
受講資格	満18歳以上の方
受講料	会員 12,000 円 一般 15,000 円 (テキスト代含、税込) 振込先 一関信用金庫 山目支店 普通 0126133 職業訓練法人一関職業訓練協会 会長 小野寺利美
定員	20 名
申込方法	以下のものを準備の上、提出して下さい。【受付: 平日 8:30～17:00】 (1)申込書 (2)受講料 (3)写真1枚(30mm×24mm、裏面に氏名を記入すること)
申込締切	平成30年6月13日(水)
携行品等	筆記用具、昼食、印鑑(修了証受領時に必要)
その他	(1)申し込みが定員に達し次第締め切らせていただきます。 (2)申込者が少数の場合は中止となることがあります。 (3)納入済の受講料は中止の場合を除き返還できませんのでご了承ください。

お問い合わせ
お申し込みは

職業訓練法人一関職業訓練協会
TEL 0191-31-7030 FAX 0191-31-7060

〒021-0221 岩手県一関市舞川字西平 8-2 URL <http://ichikun.jp/>